

議会改革推進会議

第5回会議 次第

日時：令和2年2月17日
午前10時～
場所：議事堂大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 議会報告会について
- (2) 危機管理対応について
- (3) 会議規則の一部改正について
- (4) 令和元年度行動計画の進捗状況について

3 報告事項

広報編集委員会の取組み状況について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 議会報告会の試行結果概要について
- ・資料2 「富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）」の見直しについて
(別冊) 富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）(案)
- ・資料3 富山県議会会議規則の一部を改正する規則（案）について
- ・資料4 令和元年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

議会報告会の試行結果概要について

1 月 日 令和元年 12 月 16 日（月）

※ 産業振興特別委員会の県内行政視察・意見交換会と合わせて実施

2 参加者 産業振興特別委員会委員（13 名）、地元選出議員（3 名）

県西部の商工会議所及び商工会の会員（18 名）、視察先企業（4 名）

3 会 場 ウッドリンク・ラボ研修室（射水市寺塚原）

4 議会報告会の概要

- ・ 産業振興特別委員長から、11 月定例会の日程と議論の経過、特別委員会所管事項に関する 11 月定例会での主な議論を報告
- ・ 報告概要（①議会報告会試行の概要、②11 月定例会の概要、③11 月定例会における主な議論の概要、④産業振興特別委員会所管事項に関する主な議論の概要で構成）を資料として参加者に事前配付

5 実施結果と課題等

- ・ 産業振興特別委員会の意見交換会において、参加者から多くの意見が出され、また、現場の実情が多く紹介されるなどして、活発な意見交換となったことから、議会報告の時間を十分確保できず、昨年度同様、時間配分の問題が浮き彫りとなった。
- ・ 報告概要を資料として事前配付していたが、限られた時間内での報告となり、県議会における議論、審議の仕組みやその模様をその場で理解いただくには厳しいものとなった。

6 今後の取組みの方向性（案）

意見交換会や常任委員会等県内行政視察等との併催は、時間の制約が厳しいため、他県の実施状況を改めて調査し、富山県議会としての「議会報告会」の定義（どのようなものを議会報告会と称するか）を議論してから開催を検討してはどうか。

「富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）」の見直しについて

1. 概要

前回会議（R1. 12. 12）における各会派の意見を踏まえて、マニュアル本文及びフロー図を修正したもの。

- ・必要最低限のポイントが分かるように
- ・対策会議は既存組織（各会派代表者会議）を
- ・フロー図に工夫が必要

2. 前回からの主な変更点

- （1）議会及び議員の特に重要な対応を、＜ポイント＞として別枠で記載
- （2）県議会としての災害対応等を協議・調整するため、必要に応じて各会派代表者会議を開催

※前回案：「富山県議会危機管理（災害）対策会議（仮称）」を創設

- （3）フロー図は、揺れが大きい場合や震度5以上の場合について、迅速かつ機動的な対応が求められる場面を想定して記載

3. 次年度以降の対応

- （1）具体的な訓練内容の検討

- ・メーリングリストの送受信テスト、県総合防災訓練等との連携など

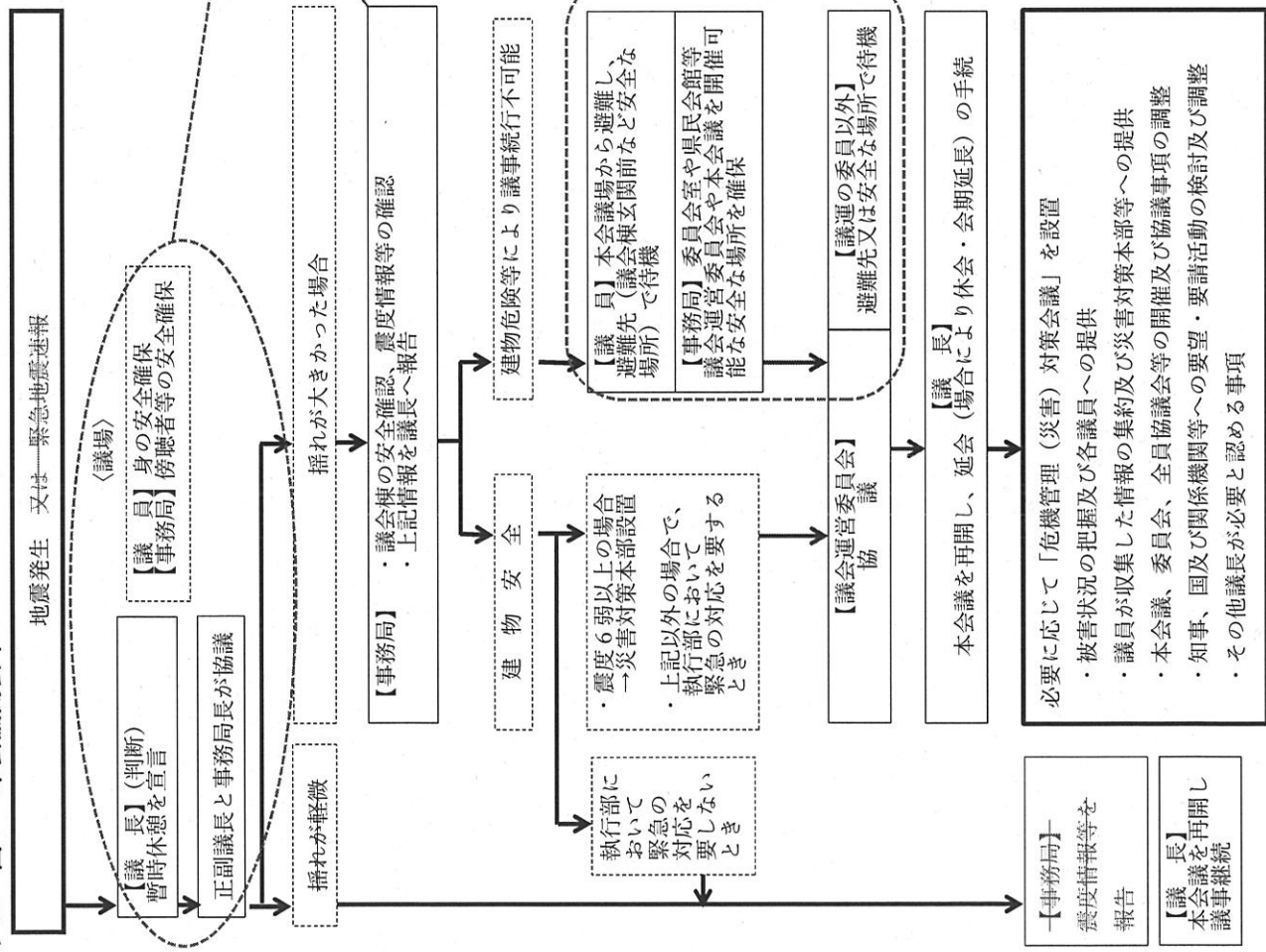
- （2）備蓄や装備品の検討

- ・備蓄：水、非常食、ラジオ、懐中電灯（乾電池）、軍手、救急箱など
- ・装備品：ヘルメット、防災服、長靴など

地震発生時におけるフロー図新旧対照表

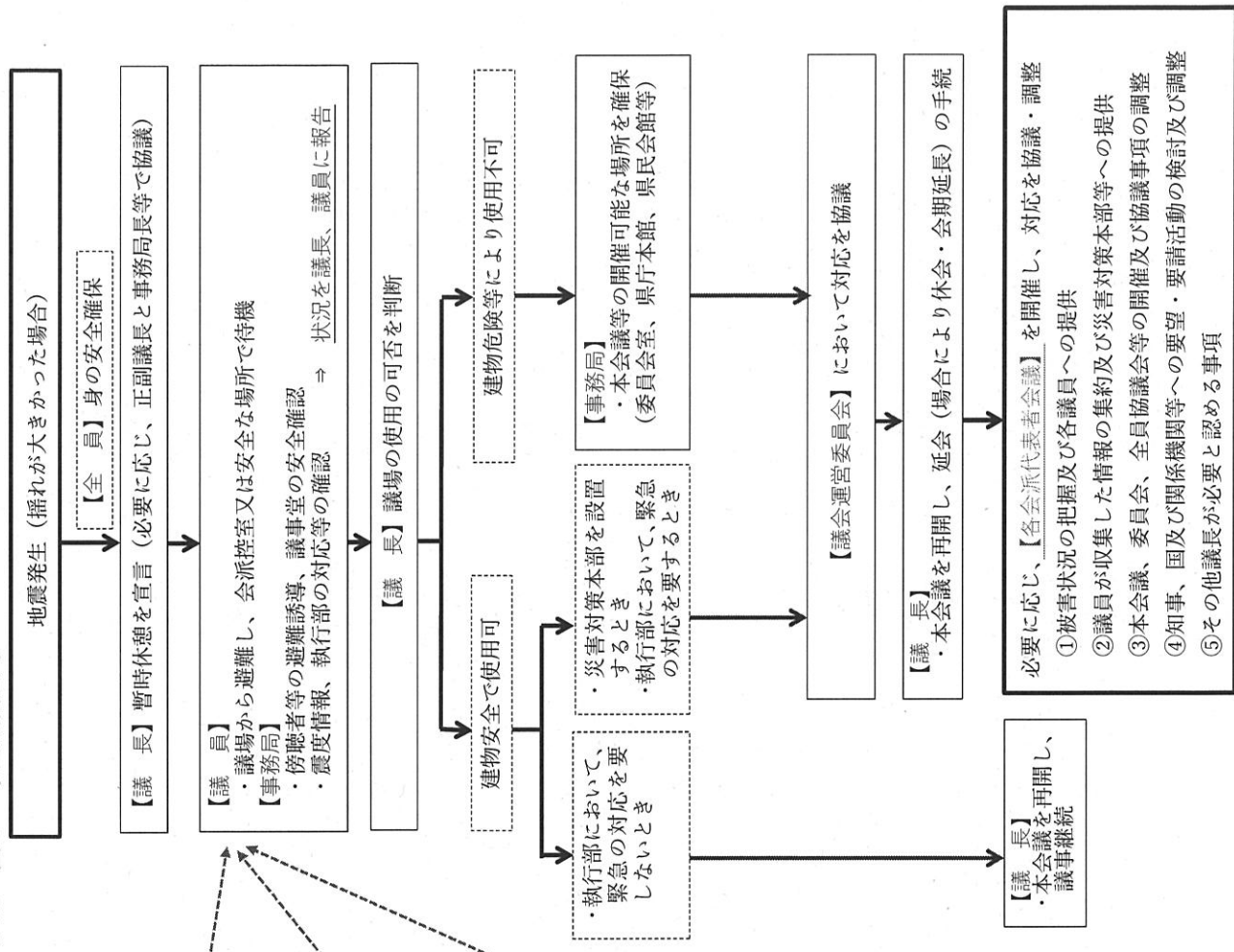
旧 (前回会議時)

地震発生時におけるフロー図
フロー図1 本会議開会中



新 (今回修正案)

地震発生時におけるフロー図
フロー図1 本会議開会中

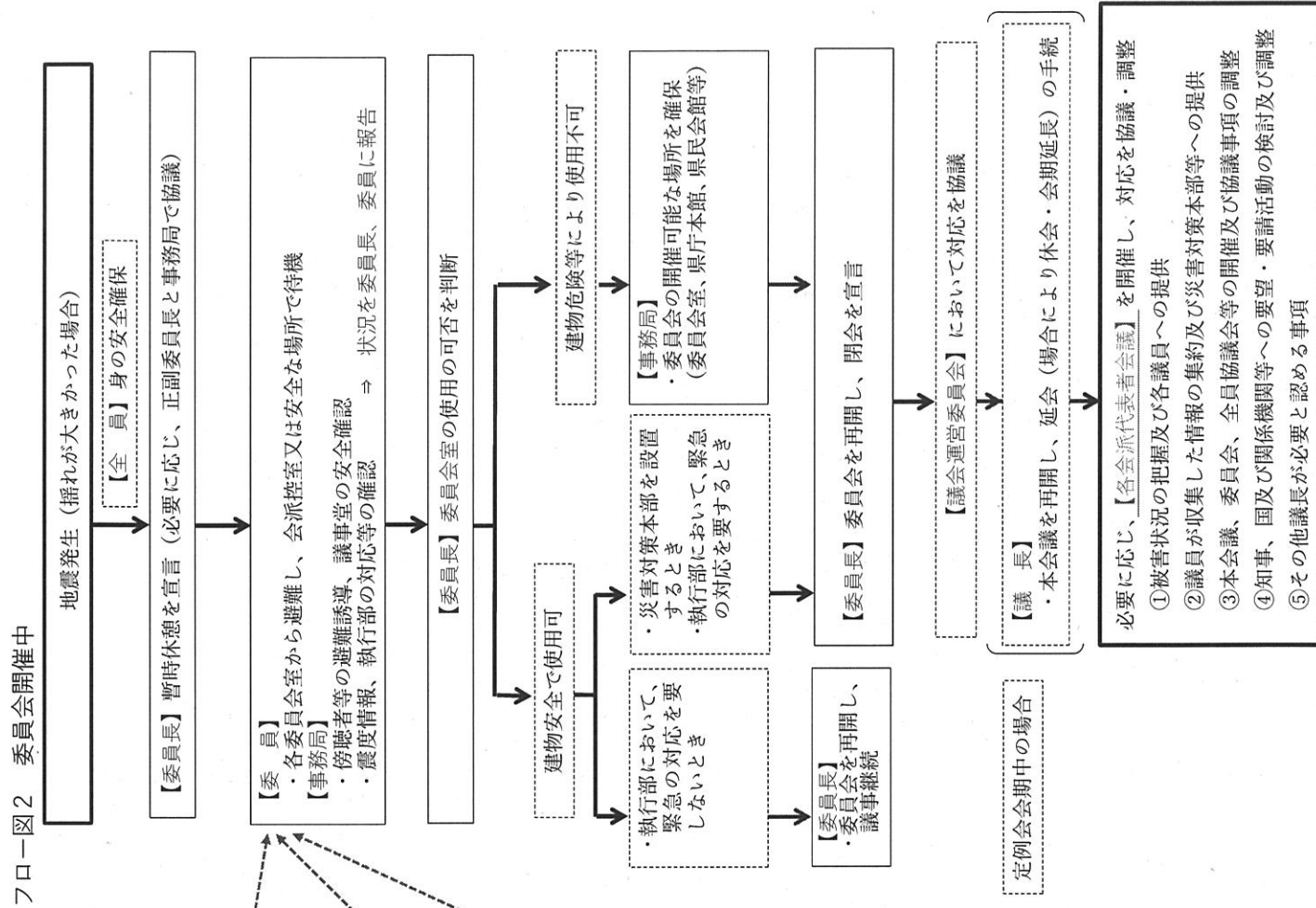
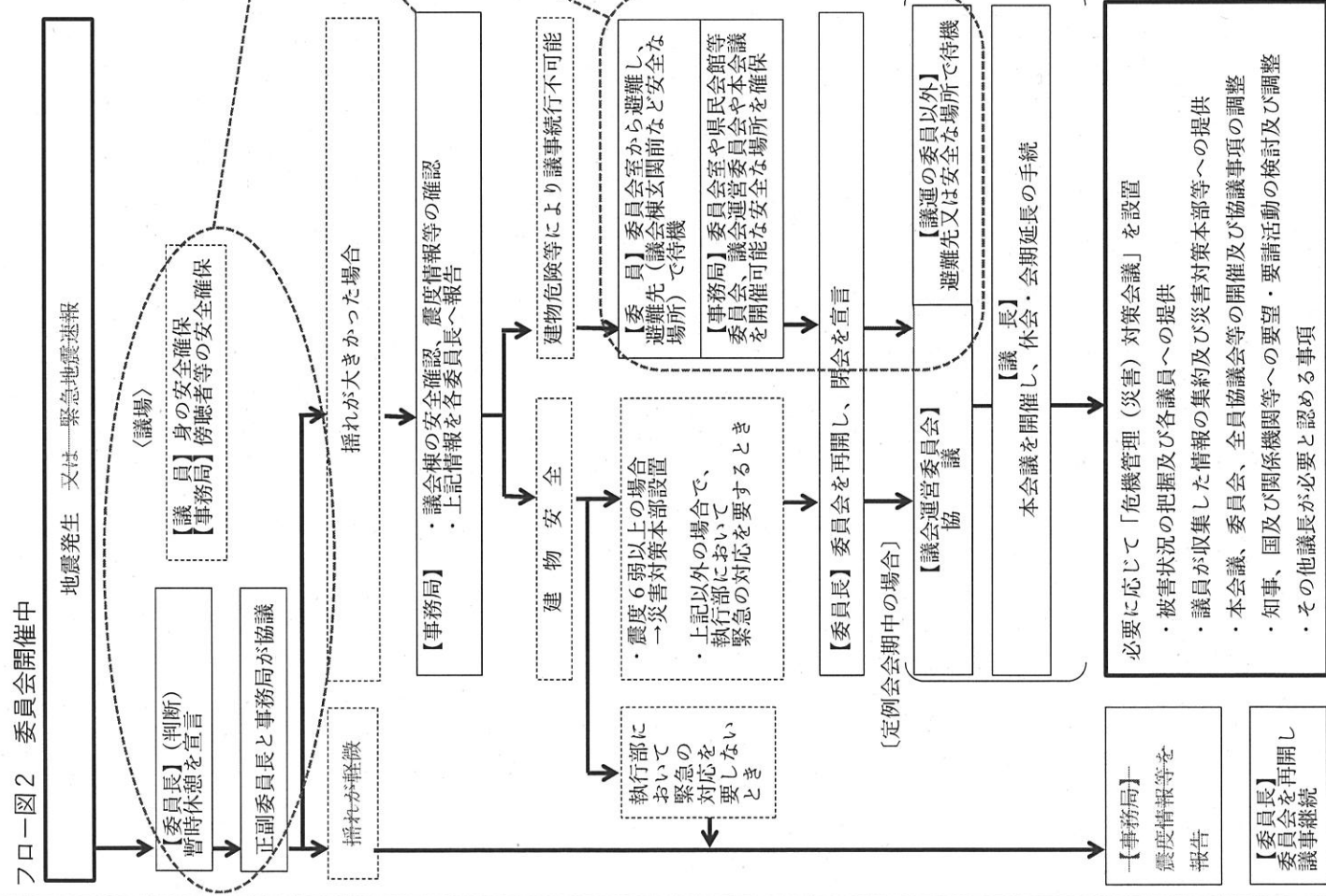


必要に応じて、「危機管理(災害)対策会議」を設置

- 被災状況の把握及び各議員への提供
- 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
- 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
- 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
- その他の議長が必要と認める事項

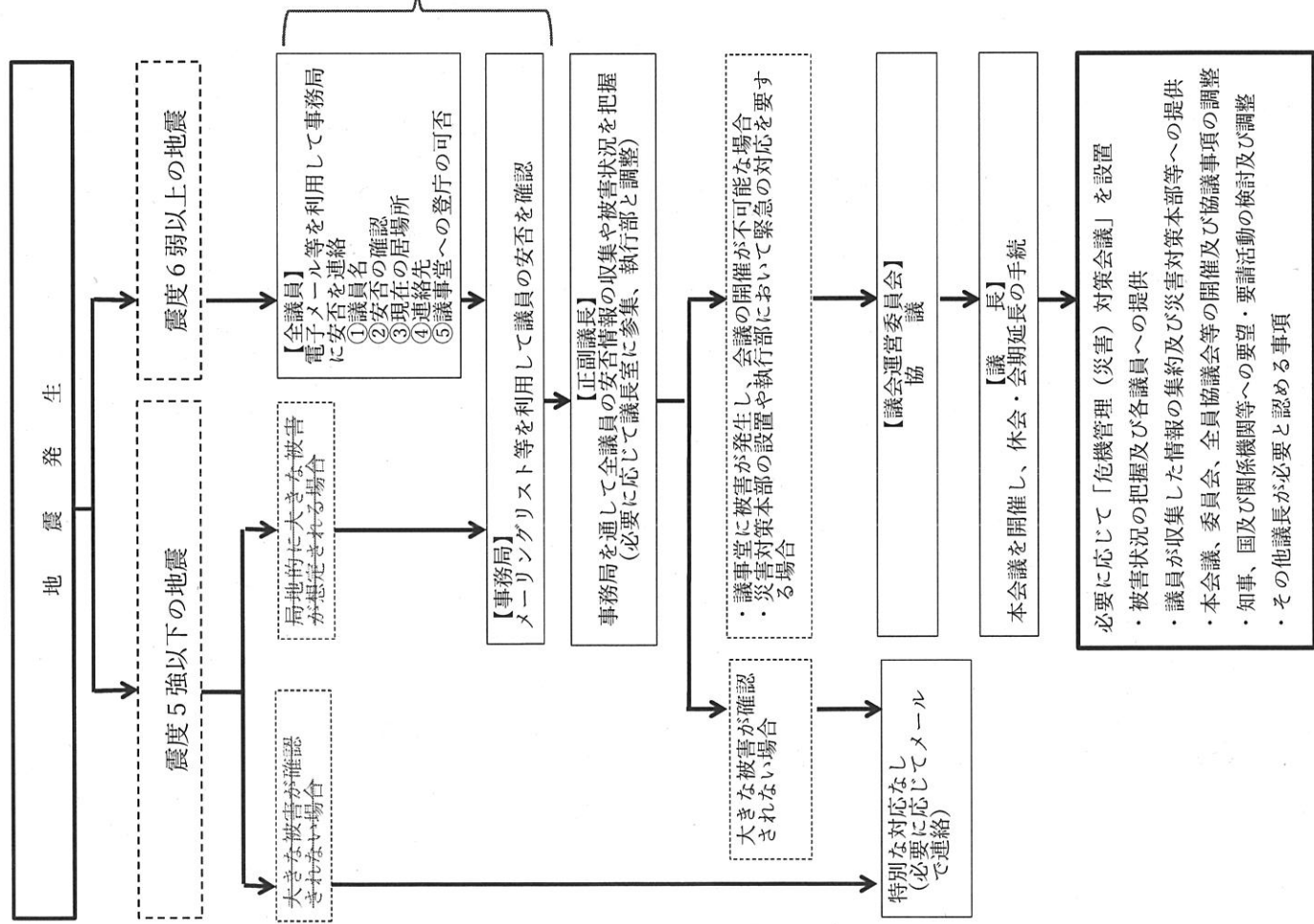
旧（前回会議時）

新（今回修正案）



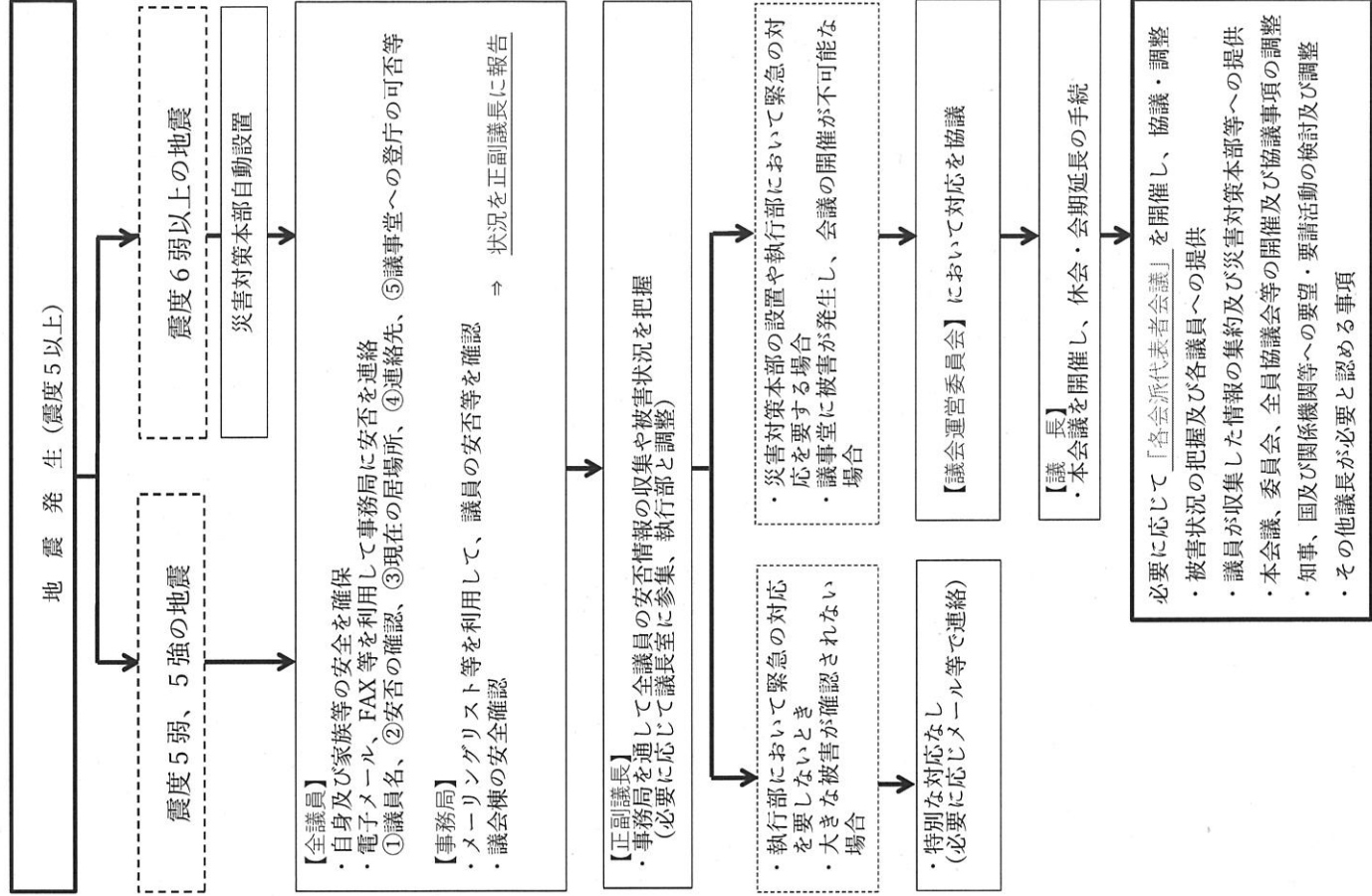
旧（前会議時）

7ロー図3 閉会中・議案調査日



新（今回修正案）

7ロー図3 閉会中・議案調査日



富山県議会会議規則の一部を改正する規則（案）について

現行	改正案	備考
<p>○富山県議会会議規則</p> <p>昭和32年12月25日 富山県議会規則第1号</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>	<p>○富山県議会会議規則</p> <p>昭和32年12月25日 富山県議会規則第1号</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないとき</u>は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>欠席事由の明確化</p>

◎改正案について

1. 今回の改正(案)は、欠席事由に「育児、看護又は介護」を追加することにより、県議会が率先して男性の育児参加や、仕事と家庭との両立を推進する姿勢を示し、社会全体で取り組む機運の醸成を図るもの。
2. また、より分かり易くするため、「その他の事故」を「その他のやむを得ない事由」とする。
他県で、①家族の葬儀(弔事)、②配偶者の出産補助を規定している例があるが、「やむを得ない事由」と考えられることや、改正の趣旨を明確にするため、規定しないこととしたい。(ただし、②は追加すべきとの意見が出る可能性)
この他の事由としては、③不妊治療やドナー、④裁判員裁判への参加、⑤災害住居復旧などが考えられる。
3. この他、届け出の期限について「あらかじめ」としている県があるが、一般的に勤務時間前に職場等へ連絡すべきものと考えられることなどから、「当日の開議時刻まで」と明確にしている現行規定は変更しないこととしたい。
4. 来年度は、欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額等について、他県の例を参考に検討することとしたい。

令和元年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

令和2年2月17日現在

行動計画の検討等項目	R 元年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
1 議会基本条例に基づく議会運営	<p>○令和元年6月27日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。</p>	
2 住民との情報共有の推進 (1) 県議会広報の充実 定例会の概要等を掲載した広報紙を 試行的に発行、配布することとし、そ の内容、既存媒体のブラッシュアップ なども含め、広報のあり方を検討す る。	<p>○令和元年7月4日、議長の下に、広報編集委員会（山本 徹 委員 長）を設置し、広報紙の内容等を検討した。</p> <p>○令和2年6月、2種類の広報紙を各1万部程度、試行的に発行、 別々の地域に配布し、その効果検証などを行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞型（「富山県議会だより」、タブロイド版8ページ） ・雑誌型（名称未定、A4版12ページ） <p><R2 予算案> 広報紙の発行・効果検証等に要する経費 約820万円</p>	<p>○広報紙の試行的な発行と効果の検証</p> <p>○広報編集委員会において、検証結果等を踏まえ、議 会活動に関する広報を効果的に展開する方策につ いて引き続き検討</p>
(2) ソーシャルメディア利用等による 情報発信 ○常任委員会のインターネット録画配 信 常任委員会のインターネット録画配 信を試行できるよう、委員会の運営に ついて検討する。	<p>○令和元年9月6日の経営企画委員会の録画を確認して検討した。</p> <p>○試行的に録画配信し、県民の声も聴きながら、常任委員会の運営 について、引き続き検討することとした。</p> <p><R2 予算案> 録画・配信に要する経費 約70万円</p>	<p>○県民の声も聴きながら、常任委員会の運営について 検討する。</p>

行動計画の検討等項目	R 元年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>○スマートフォンでの情報受信・閲覧 本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。</p> <p>○県議会ホームページのリニューアル 県議会ホームページを県ホームページに合わせリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとす る。(令和2年度の公開を目指す。)</p>	<p>○令和元年11月定例会から、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンやタブレットPC等での視聴を開始した。</p> <p>○執行部の進捗状況等を確認した。</p>	<p>○広報編集委員会において、議会トップページなどのデザイン、構成、他媒体との連携等を検討し、執行部のスケジュールに合わせてリニューアルを行う。</p>
<p>3 住民参加の取り組み (1) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成 議会傍聴、県議会議員との意見交換会を政策テーマを設定して実施する。</p>	<p>○学生等への出前講座、県民各層との意見交換 R元. 9.5 専門学校富山ビューティカレッジでの県議会出现前講座 (30人参加) R元. 9.12 高校生との意見交換会 (40人参加) R2. 3.5 (公社) 日本青年会議所 北陸信越地区 富山ブロック 協議会との意見交換会 (20名参加)【予定】 政策テーマ：SDGs 推進について (案)</p> <p>○議会報告会 R元. 12.16 産業振興特別委員会の県内視察・富山県西部商工会議 所及び商工会会員との意見交換会と併せて試行 (18人参加) 政策テーマ：働き方改革の取組みについて</p>	<p>＜出前講座、意見交換会＞ ・引き続き実施する。</p> <p>＜議会報告会＞ ・他県の実施状況を調査し、議会報告会の定義を議論してから、開催を検討する。</p>

行動計画の検討等項目	R 元年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>4 新たな機能強化の取り組み</p> <p>(1) 議会における IT の活用の検討</p> <p>ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営における IT の活用を検討する。</p>	<p>○ IT を活用したペーパーレス化の取組みについて必要な調査を行いながら、引き続き研究していくこととした。</p> <p>(参考) R 元 10. 31 先進県 (広島県議会) を調査</p>	<p>○ IT の活用を引き続き検討する。</p> <p>(参考)</p> <p>神奈川県、沖縄県、広島県、東京都、山梨県、岩手県議会を導入済み</p>
<p>(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方</p> <p>質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。</p>	<p>○ R 元年から、6 月、9 月、11 月の定例会における一般質問者数を増やし、また、会派間のバランスを改善したため、しばらく様子を見ることとした。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>(3) 危機管理対応</p> <p>大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基つき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する。</p>	<p>○ 議会及び議員の役割や対応を明確化した「富山県議会危機管理対応マニュアル」を作成した。</p> <p>○ 「富山県議会議員緊急連絡網 (メーリングリスト) の送受信テストを実施した (令和元年 5 月 7 日及び 6 月 14 日)。</p>	<p>○ 「富山県議会危機管理対応マニュアル」により行う訓練や備蓄の必要性などについて検討する。</p> <p>○ 「富山県議会議員緊急連絡網 (メーリングリスト)」の送受信テストを引き続き実施する。</p>

富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）（案）

1. 目的

本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。

＜マニュアルのポイント＞

1. 大規模災害、事故、事件等発生時における、議会及び議員の役割、対応を明確化
2. 安否報告等の訓練等を実施し、実情に即して見直しを実施

＜参考①＞富山県議会基本条例（H30.4.1 施行）

（緊急事態等への対応）

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

＜参考②＞危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より

1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等
2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等
3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案

2. 富山県議会の対応

(1) 執行部への協力・支援

議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。

(2) 窓口の一本化

議会は、災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、議会は、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

(3) 国・関係機関等への要望・要請

議会は、市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

(4) 対応の一元化（各会派代表者会議での協議・調整）

- ・ 議長は、県災害対策本部等が設置された場合など、一元的な情報収集や要望・要請活動等の協議・調整を行うため、必要に応じ各会派代表者会議を招集する。
- ・ 議長は、被災地選出の議員など、必要な者の出席を求めることができる。
- ・ 各会派代表者会議においては、次の事項等について協議・調整を行う。
 - ① 被害状況等の把握及び各議員への提供
 - ② 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
 - ③ 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
 - ④ 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
 - ⑤ その他議長が必要と認める事項

<議会の対応のポイント>

1. 議会は、執行部が災害等対応に専念できるよう協力、支援を行うこととし、要望、要請等は、議会事務局総務課を窓口として行う。
2. 各議員等が把握した被害の状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として要望・提案活動を行う。
3. 必要に応じ、各会派代表者会議で協議・調整のうえ、一元的な対応を行う。

3. 議員の対応

(1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、緊急メールや FAX（安否報告に関する様式【別紙1】等を活用）のほか、災害時伝言ダイヤル等を適宜利用して、速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。

なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

<連絡事項>

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

(2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して自治体等が行う被災地支援や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える（情報提供に関する様式【別紙2】参照）。

(3) 被災調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

<議員の行動のポイント>

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかにメール又はFAX等で議会事務局に報告
⇒【別紙1】参照
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供
⇒【別紙2】参照
4. 被災地調査や視察等への積極的な参加・協力
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

4. 議会事務局の対応

「富山県危機管理基本指針」、「富山県地域防災計画」及び「富山県職員防災・危機管理ハンドブック」に基づき、危機管理体制を整備する。

(1) 連絡体制の確保

- ・ 事務局長は、事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、非常参集要員を指名する。
- ・ 事務局長は、全議員対象の「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」を整備する。

(2) 初動体制の確立（非常配備・緊急参集基準により参集）

- ・ 事務局職員は、危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、防災・危機管理課及び関係部局へ情報提供する。
- ・ 事務局長は、非常参集要員を配備するとともに、必要に応じ職員の参集を要請する。
- ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
- ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

(3) 班編成及び担当業務

担当（責任者）	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課（総務課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達・ メーリングリストによる安否確認等・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣・ 議事堂内の安全点検、応急措置・ 他の所掌に属さない事務
議事課（議事課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 議員（正副議長を除く。）への連絡、情報伝達・ 議員からの情報の収集・整理・ 本会議、委員会等の対応・ 傍聴者等の安否確認、避難誘導
調査課（調査課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 被害情報等の収集・整理（報道等）・ 議員からの情報の収集・整理・ 国等への要望・要請等の調整

5. 訓練等

- ・ 議会は、随時、「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

6. 対応例

(1) 本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図1、2参照）

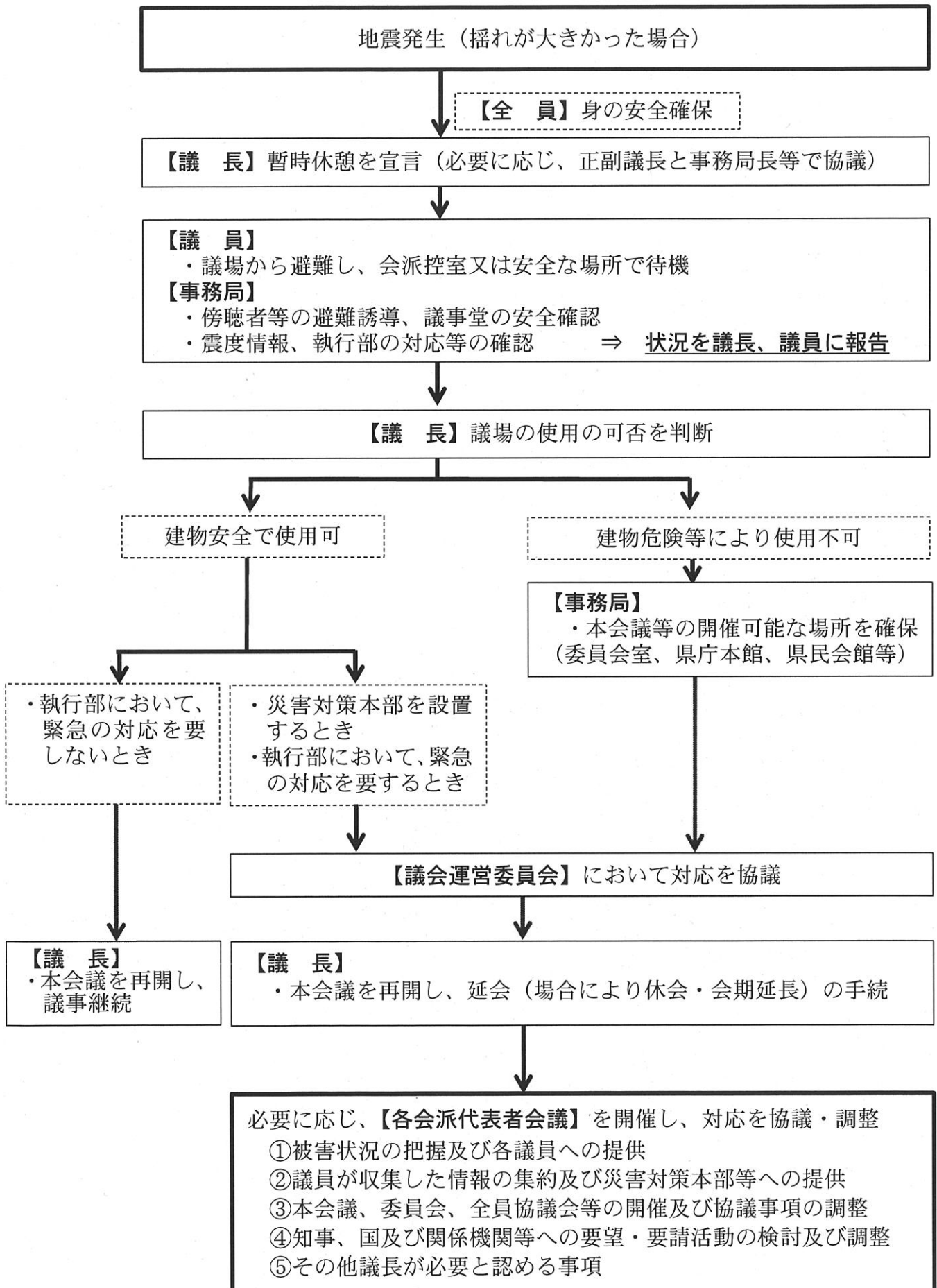
- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
- ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
- ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

(2) 閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図3参照）

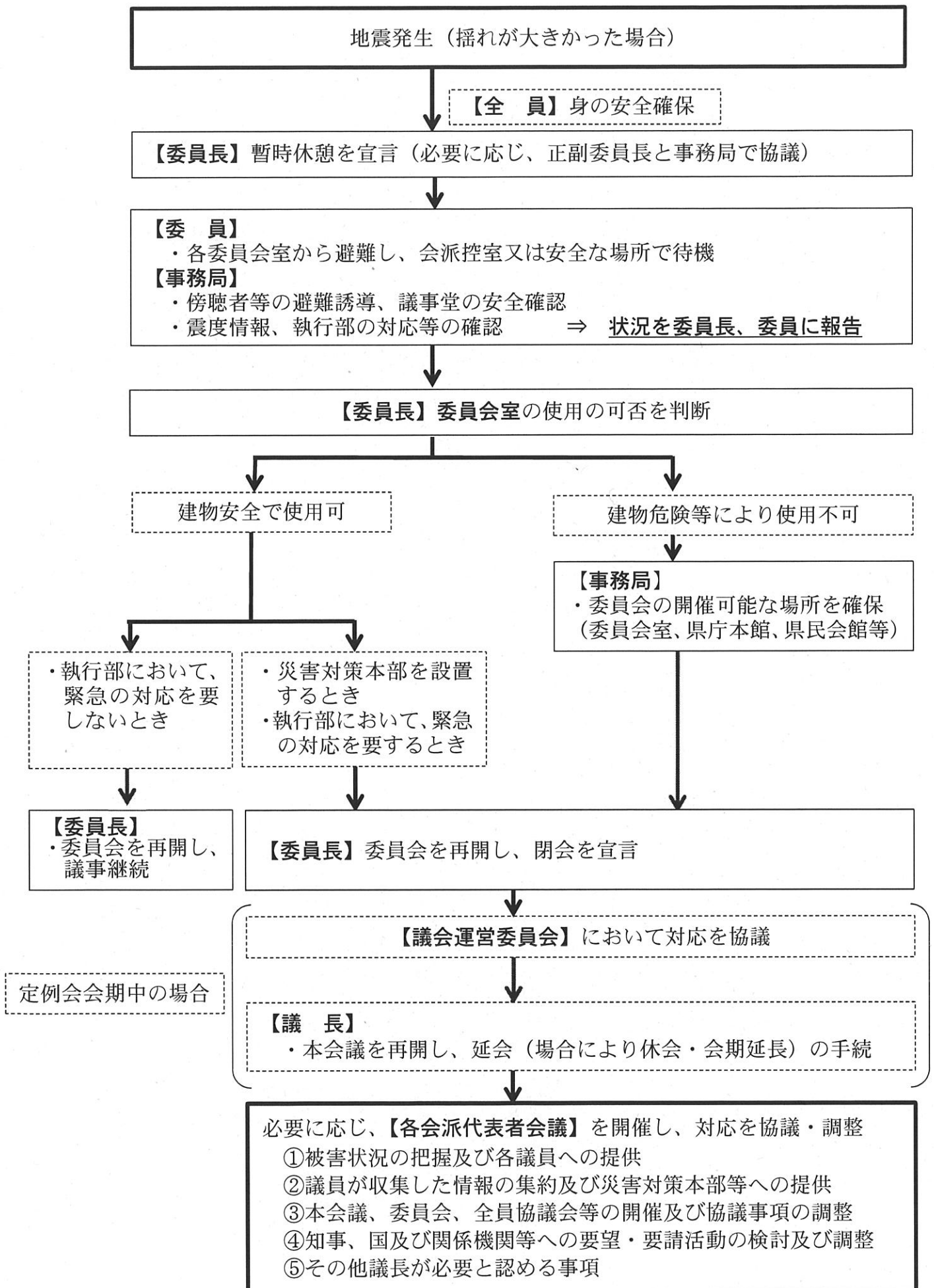
- ・ 議員はメール・FAX等を活用して事務局に安否を連絡する。「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」への返信を含む。）
- ・ 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し、被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する。

地震発生時におけるフロー図

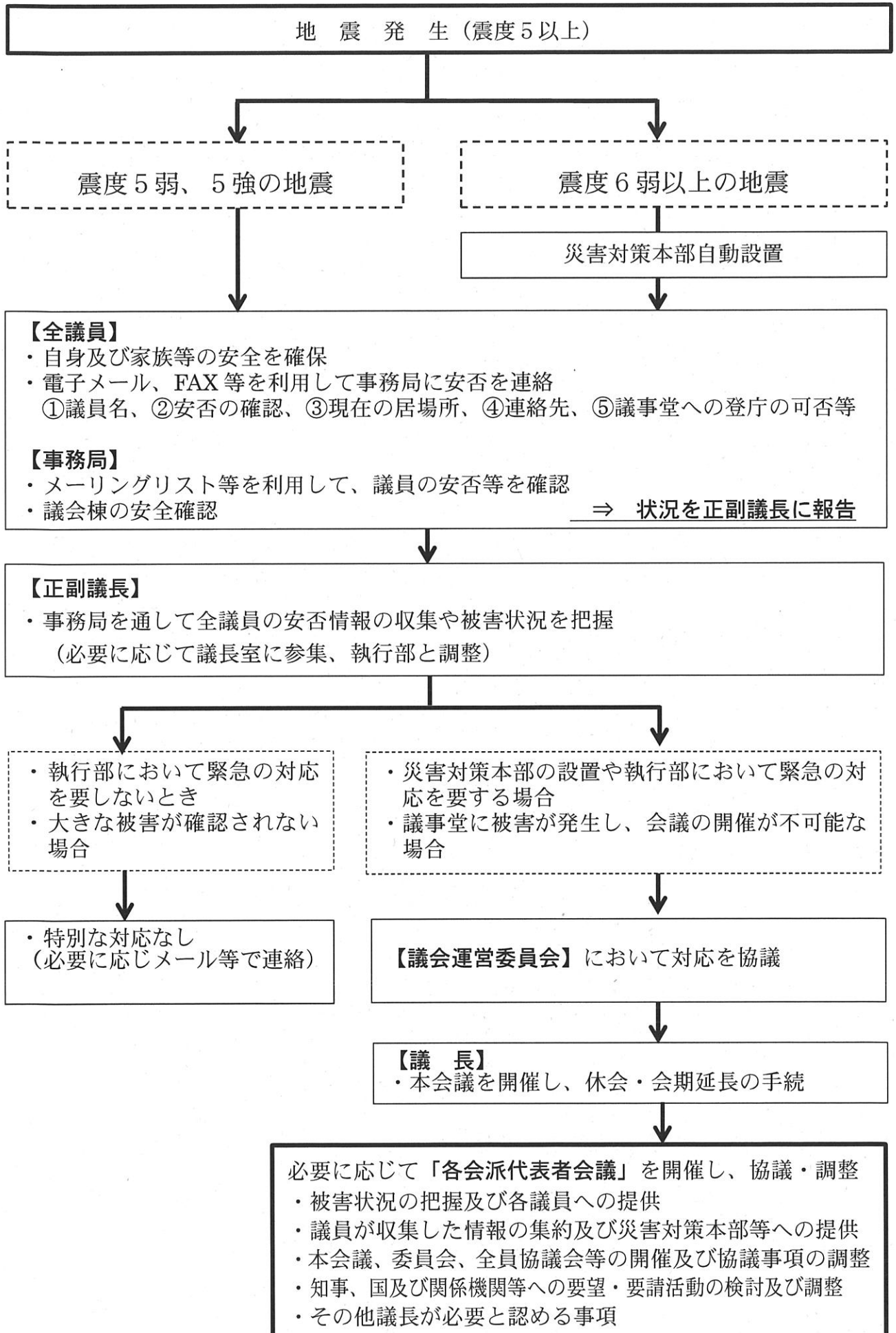
フロー図1 本会議開会中



フロー図2 委員会開催中



フロー図 3 閉会中・議案調査日



安否報告に関する様式

議員名	_____ 議員 (本人以外が記入の場合) 氏名 続柄
発信日時	月 日 時 分
安 否	無 事 ・ 被害あり
	被害の状況(人的・物的被害等について具体的に記入)
現在の居場所	自宅 ・ 事務所 ・ その他()
連絡先 (可能なもの全てに チェック)	<input type="checkbox"/> FAX(番号:)
	<input type="checkbox"/> 電話(番号:)
	<input type="checkbox"/> メール(アドレス:)
	<input type="checkbox"/> その他()
議事堂への登庁の可否	可 能 ・ 不 可 能

安否報告先(議会事務局総務課)

F A X:076-444-3471

電 話:076-444-3405

メール:agikaijimu@pref.toyama.lg.jp

別紙 2

情報提供に関する様式

議員名	_____ 議員
発信日時	月 日 時 分
区 分	情報提供 ・ 要望等 ・ その他
内 容	(具体的に記入)

送付先(議会事務局総務課)

F A X:076-444-3471

電 話:076-444-3405

メール:agikaijimu@pref.toyama.lg.jp

(事務局記入欄)

受信日時	月 日 時 分
処理結果	<input type="checkbox"/> 正副議長に伝達 <input type="checkbox"/> 全議員に伝達 <input type="checkbox"/> 県災害対策本部に伝達 <input type="checkbox"/> その他()
処理日時	月 日 時 分